

3月、4月は就職や転勤、

進学、入学のシーズンです

諸手続きをお忘れなく!



3月、4月は、引っ越しされる方も多いと思いますが、忘れてならないのが住所の異動届です。この時期は、市民課・各支所地域振興課の窓口が大変混雑します。必要な届け出は早めに手続きを済ませましょう。また、引っ越しによって出される粗大ごみ等は、適切に処分しましょう。

住所の異動届

住民登録は、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、小・中学校の入学、医療費の助成、各種検診などの基本となります。

異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。

(左表を参照)

転出・転居をする場合は、

子どもの転校に関する届け出、

水道の開閉栓の届け出(使用

または停止日の2日前まで)

も必要です。

また、郵便局やNHK・電

話・電気・ガス会社にも忘れずに連絡しましょう。

住民異動の主な届け出

こんなとき	届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
市外から移ってきたとき	転入届	届出人の印鑑 転出証明書(前住所地で発行します) 国民年金手帳 国民健康保険証(加入者のみ)※注1 介護保険受給資格証明書(資格者のみ) 小・中学生のいる方は在学証明書 住基カード(持っている方)	本市に来てから 14日以内
市外へ移るとき	転出届	届出人の印鑑 国民健康保険証(加入者のみ) 後期高齢者医療被保険者証 介護保険証(加入者のみ) 印鑑登録証(登録者) 住基カード(持っている方)	本市から他の市区町村へ移る日まで
市内で住所を変更したとき	転居届	届出人の印鑑 国民年金手帳 国民健康保険証(加入者のみ) 後期高齢者医療被保険者証 介護保険証(加入者のみ) 住基カード(顔写真付を持っている方)	転居した日から 14日以内

※注1…転入することによって世帯主が変更となる場合は、すでに交付している世帯全員の保険証をお持ちください。世帯主名の記載を変更します。

戸籍や住民異動の届け出の際には本人確認書類の提示をお願いします

全国各地において、婚姻・離婚・養子縁組・住民異動などの虚偽の届出事件が多発しています。

そのため届け出を持参した方に、運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真が添付されている本人確認書類を提示いただくようお願いしています。

市民課窓口日曜サービスを開設しています

本庁市民課窓口日曜サービスは、日曜日の午前8時30分から正午まで開設しています。

住民票、印鑑証明書、戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄抄本)、所得・課税証明書、自動車臨時運行許可などの各種証明書を発行しています。

※住民異動届や税務証明などの一部については、お取り扱いできません。

※休日の住民異動届は、3月29日、30日のみ取り扱います。詳しくは5ページをご覧ください。

3月29日(土)、30日(日) 市民課休日窓口を開設します

住民異動が特に多い年度末の休日に窓口を開設しますのでご利用ください。

受付場所

市民課(市役所1階)

※各支所は開設していません。

取扱業務

左表のとおり

受付時間

午前8時30分

～午後5時15分

※届け出の種類によって受付できない場合や再度お越しいただく場合もありますのでご注意ください。

3月29日(土)、30日(日)の取扱業務

- 住民異動届(転入届・転出届・転居届など)の受付
※住基カードによる転入届・転出届はできません。
- 証明書(住民票・戸籍関係、印鑑登録)の交付
- 印鑑登録の受付
- 戸籍届(婚姻届・出生届など)の受付
＜住民異動に関連する事務＞
- 国保の加入・喪失届
- 国民年金加入・喪失届
- 後期高齢者医療被保険者証の交付・返還
- 児童手当の認定申請・消滅届
- 子ども医療受給資格登録申請
- 所得・課税証明書・納税証明書の交付
- 入学通知書・転入学通知書の交付
- 転入転出に係る重度心身障がい者医療費受給資格の申請
- 水道の開閉栓の受付

待ち時間に余裕を!

市役所窓口は、週初めや金曜日、また昼休みが大変混み合います。その時間帯を避けるか、時間に余裕を持ってご来庁ください。

市役所は土・日・祝日(休日窓口開設は除く)は休みですが、戸籍の届け出の受付(死

亡・出生・婚姻等)と火葬許可証の発行は行っています。

戸籍謄(抄)本等、一部の証明書は、郵便による請求もできます。

◎問い合わせ:

市民課市民記録係

☎(55)5104

または各支所地域振興課

選挙人名簿への登録

選挙人名簿への登録は、一般的には住民基本台帳の記録に基づいて行いますが、選挙人名簿登録の基準日現在で実際に二本松市内に住んでいない方については、当市の選挙人名簿へ登録できないことになっています。

学生で二本松市に住居登録をしているが、実際には就学地(市外)のアパートに住んで通学している場合などは、市内に住んでいるとは認められないため、当市の選挙人名簿へ登録することができません。

一方、このような場合は、実際にお住まいの市町村でも住民登録がなく選挙人名簿へ登録されませんので、いずれの市町村でも投票ができないことになってしまいます。異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。

なお、選挙管理委員会では、選挙人名簿の登録に当たって居住状況の調査を行っていただきますのでご協力をお願いします。

◎問い合わせ:

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146

引っ越しの際、不要となる物の処分はお早めに!

■粗大ごみ(家具等)

直接搬入…もとみやクリーンセンターに直接搬入すれば無料で処理できます。ただし、畳・布団・マットレス(スプリング入りを除く)は、10kgにつき130円の処理手数料がかかります。

個別収集…市に個別収集(月2回)を申し込む場合、1個につき1,300円の収集料金がかかります。なお、3月の回収日は10日(月)、25日(火)です。

■家電製品4品目

【テレビ(液晶テレビ含む)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】

リサイクル料金がかかります。郵便局で手続きし、指定引取場所に直接搬入するか、購入店や専門業者に手続き、運搬を依頼してください。

■家庭系パソコン

メーカーに回収を依頼してください。

■不適ごみ(消火器、スプリング入りマットレス等)

専門業者に処理を依頼してください。

■その他のごみ

ごみ収集所に出すごみは、分別方法に従ってください。

◎問い合わせ…生活環境課環境衛生係☎(55)5103

